

飯田しんや後援会 規約

第1条（名称・所在地）

本会は、飯田しんや後援会 と称し、主たる事務所を那須塩原市におく。

第2条（目的）

本会は、那須塩原市の発展と市民の福祉向上を目指し、市民の声を行政に届けるために尽力する飯田しんや氏の政治活動を後援すると共に、地域社会の活性化と会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発行及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、所定の方法で入会申込みをした者をもって会員とする。

申し込み方法は、以下のいずれかとする。

- 1 対面で入会申込書を記入・提出する方法
- 2 Google フォームを通じて入会申込書を記入・送信する方法
- 3 本会事務局への電話連絡による申し込み方法（必要事項を確認させていただきます）

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	1名

幹事	若干名
会計責任者	1名
監事	2名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、寄附金その他の収入をもって充当するものとし、会費は徴収しない。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

【 附 則 】 本規約は、令和7年1月23日より実施する。